二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　第一種廃棄物埋設施設の位置

(1)　［略］

(2)　敷地内における主要な第一種廃棄物埋設施設の位置

ロ　第一種廃棄物埋設施設の一般構造

(1)～(5)　略

［ハ～リ　略］

三　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によって記載すること。

［イ・ロ　略］

四　法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　第一種廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四　第一種廃棄物埋設施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

五　第一種廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

六　［略］

七　第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［八・九　略］

3　［略］

（変更の許可の申請）

第四条　令第三十三条の変更の許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあっては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては前条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあっては前条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。

二　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次の事項を記載した事業計画書

イ　変更に係る第一種廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期

ロ　変更に係る第一種廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

［ハ・ニ　略］

二　［略］

二　法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　廃棄物埋設施設の位置

(1)　［同上］

(2)　敷地内における主要な廃棄物埋設施設の位置

ロ　廃棄物埋設施設の一般構造

(1)～(5)　同上

［ハ～リ　同上］

三　法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によって記載すること。

［イ・ロ　同上］

四　法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

三　廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四　廃棄物埋設施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

五　廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

六　［同上］

七　廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［八・九　同上］

3　［同上］

（変更の許可の申請）

第四条　令第三十三条の変更の許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあっては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては前条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあっては前条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。

二　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次の事項を記載した事業計画書

イ　変更に係る廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期

ロ　変更に係る廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

［ハ・ニ　同上］

二　［同上］